

重要事項説明書（障害福祉サービス・移動介護）

1 事業所の概要

事業所名	特定非営利活動法人 だんだんの樹	
所在地	横浜市泉区弥生台27-2	
提供サービス及び 指定事業所番号	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④移動介護	1413600303号 1413600303号 1413600303号 1463600047号
管理者及び連絡先	サービス種類	管理者 (連絡先)
	上記①②③④	櫻井 真代 (815-2516)
サービス提供地域	上記①②③	横浜市泉区・戸塚区
	上記④	横浜市泉区・戸塚区

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者（兼務）	業務の管理を一元的に行います	1名（常勤）
サービス提供責任者	利用申込みに係る調整 居宅介護員への技術指導 居宅介護計画等の作成 指定障害福祉サービスの提供	1名（常勤）
サービス提供職員	指定障害福祉サービスの提供	20名（常勤1名、非常勤19名）
事務担当職員（兼務）	介護給付費の請求等業務	3名（常勤 名、非常勤 3名）
資 格	介護福祉士	10名（常勤1名、非常勤 9名）
	ホームヘルパー1級	1名（常勤 名、非常勤 1名）
	実務者研修修了者	0名（常勤 名、非常勤 0名）
	ホームヘルパー2級 同行援護従事者	8名（常勤 名、非常勤 8名） 1名（常勤 名 非常勤 1名）

(2022.12.1現在)

3 サービス提供地域

横浜市泉区及び戸塚区

4 サービス提供時間

サービス種類	平 日	土曜日	休祭日
①居宅介護	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~18:00
②重度訪問介護	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~18:00
③同行援護	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~18:00
④移動介護	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~18:00

(注1) 夏期(8/13~15)、年末年始(12/30~1/3)はお休みとなります。但し、状況によって考慮いたします。

5 利用者負担金

(1) 利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

① サービスに要した費用の原則1割

ただし、市区町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

② 月額負担上限額については、各市区町村長が定めた額。

③ 利用者の身体的理由により、一人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等、

同時に二人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

④ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

なお、④の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ利用者の同意を得なければならないとされています(疑問点等があれば、お尋ね下さい)。

※事業所が利用者になり市区町村から受領した介護給付費の額については、利用者へ通知いたします。

(2) その他

① 交通費は通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。

ア 事務所から、片道概ね5km未満 400円

イ 事務所から、片道概ね5km以上 600円

② 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

ア 現金払い(月1回定められた日にお支払い願います。)

イ 振り込み(期日までに利用者の方が郵貯銀行にお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)

ウ 郵貯振替(規定用紙に記入の上、お手続きください。手数料は当法人負担。)

③ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

6 サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当時業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡下さい。当事業のサービス提供に関わる重要事項についてご説明いたします。

② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成してサービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします

③ 居宅介護の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の急変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当時業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金の市が来を勧告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、または利商社やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除しサービス提供を終了させていただくことがあります。

7 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。
連絡先 (電話) : 045-815-2516
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日17時までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。(ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日17時まで	無 料	
サービス利用日の当日	¥1000	訪問後のキャンセルは交通費実費が追加になります

8 当法人のサービスの方針等

住み慣れた町で最期まで自分らしい生活が継続されるよう、利用者様の気持ちにそって考え、支援させていただきます。

- ① 利用者様の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行います。
- ② 利用者様の意思及び人格を尊重して、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	受診先病院名 主治医等氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名（利用者との関係） 連絡先

10 虐待の防止

サービス提供にあたり利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に従業者の教育、研修に努めます。

1.1 事故発生時の対応

サービス提供にあたって、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を補償いたします。ただし、事業者の故意、又は過失によらない場合はこのかぎりではありません。

1.2 非常災害対策

災害時には、当法人のマニュアルにそって速やかに対処します。

1.3 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人お客様相談窓口	電話番号	045-815-2516
	fax番号	045-392-7475
	相談員（責任者）	服部 恵津子
	対応時間	8:00~18:00

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

泉区福祉保健センター	所在地	横浜市泉区和泉町4636-2
	電話番号	045-800-2323
	FAX番号	045-800-2513
	対応時間	月~金 8:45~17:15
戸塚区福祉保険センター	所在地	横浜市戸塚区戸塚町16-17
	電話番号	045-866-8484
	FAX番号	045-881-1755
	利用時間	月~金 8:45~17:15

横浜市福祉調整委員会 (横浜市健康福祉局 相談調整課)	所在地	横浜市中区本町6-50-10
	電話番号	045-671-4045
	FAX番号	045-681-5457
	対応時間	月-金 8:45-12:00 13:00-17:15
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	横浜市神奈川区反町 3-17-2
	電話番号	045-311-8861
	FAX番号	045-312-6302
	利用時間	月~金 9:00~17:00

1.4 当法人の概要

法人の名称	特定非営利活動法人 だんだんの樹
代表者名	理事長 服部 恵津子
所在地	〒245-0004 横浜市長区領家2-6-1
連絡先	電話 ; 045-815-2516 FAX ; 045-392-7475
事業の概要	<p>① 介護保険法に基づく 訪問介護、第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス） 居宅介護支援、 小規模多機能型居宅介護</p> <p>② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 及び地域生活支援事業（移動介護）</p> <p>③ 福祉有償運送（移動サービス）</p> <p>④ 横浜市地域交流拠点事業（コミュニティだんだん、しゃべり場） 上記の事業の他にも「有償活動」「無償ボランティア活動」を提供 しています。地域に暮らす高齢者または支援を必要とする皆様の“助 けて”の声に応えることで「私が生きてきた私の町」の福祉に貢献し たいと考えて活動しています。</p>
事業所数	5事業 3事業所